令和６年能登半島地震避難被災者生活支援金支給要領

　（通則）

第１条　令和６年能登半島地震で被災した者に対する生活支援金（以下、「支援金」という。）の支給については、この要領に定めるところによる。

（目的）

第２条　この支援金は、令和６年能登半島地震で被災した者が、被災地から避難して鳥取県に居住した場合に、当面の生活費として支援金を支給することで、その者の生活再建に資することを目的とする。

　（対象者）

第３条　支援金の対象者は、令和６年能登半島地震により居住していた住宅が損傷し「罹災証明書」を取得している者又はその世帯、またはインフラの寸断などにより長期にわたり自らの住家に居住できなくなった者又はその世帯で、鳥取県に避難し、鳥取県内に居住する者又はその世帯とする。

　（支給要件）

第４条　支援金の支給要件は以下のとおりとし、申請日において現に鳥取県内に居住している者であることを要する。

　(1)　令和６年能登半島地震で被災したことが認められ、県内の民間賃貸借住宅、公営住宅等（以下、「賃貸借住宅等」という。）及びその他知事が特に認める住宅等（以下、「住宅等」という。）で、居住開始日から１か月以上の期間、居住することが見込まれる者であること。

　(2)　体育館等の避難所に一時避難している者は、避難所等滞在期間中は支給の対象とはせず、その後、賃貸借住宅等又は住宅等に入居した時点で支給の対象とする。

　（支給額）

第５条　支給額は、賃貸借住宅等に居住している場合は一世帯あたり３０万円とし、単身者の場合は１５万円とする。住宅等に居住している場合には一世帯あたり２０万円とし、単身者の場合は１０万円とする。

　（支援金の支給申請）

第６条　支援金の支給を受けようとする者は、支給申請書（様式第１号）及び必要な添付書類を当該申請者の居住地を所管する総合事務所長（鳥取市、岩美郡又は八頭郡である場合にあっては知事とする。以下「所管事務所長等」という。）に提出しなければならない。

　（支援金の支給決定等）

第７条　所管事務所長等は前条の規定による申請が適当と認めたときは、支給決定通知書（様式第２号）により申請者に支給の決定を通知するものとする。

２　前項の支給の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

３　所管事務所長等は前条の規定による申請が不適当と認めたときは、却下通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（支援金の支給）

第８条　所管事務所長等は、前条の規定による支給の決定をした場合には、早期に支援金を支給するものとする。

　（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和６年１月５日から施行する。